

長浜市地域経営改革会議（令和2年度第3回）次第

日時：令和2年11月27日（金）10:00～11:30

会場：長浜市役所 本庁 コミュニティルーム3-B

1 開 会

2 議 事

（1）今後の本市行政改革の進め方と体制について

【資料1】 前回会議(8月27日)からの経過報告

【資料2】 今後の本市行政改革の進め方と体制について

【資料3】 長浜市行政改革推進本部推進体制の機能強化について

【資料4】 長浜市地域経営改革会議の所掌事務等の変更について

3 その他

・次回会議 令和3年 月 日 時 分～

内容：・工程表(案)

・第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン令和2年度期末(見込み)

4 閉 会

前回の地域経営改革会議(8月27日)からの経過報告

1. 今後の本市行政改革について

- ・ 令和2年10月 1日 長浜市行政改革推進本部会議(令和2年度第3回)
- ・ " 7日 長浜市行政改革推進本部幹事会(令和2年度第3回)
- 主な意見
 - ・ 行政改革は投資である。コストカットではない。投資の果実は市民に還元し、効率化で生み出した時間を何に使うか考えながら進めなければ。
 - ・ 集中取組期間の分かりやすい目標、実現時期、レベル感を決める。
 - ・ コロナ禍を経て、事業の見直しや業務改善を行う必要性が高まっている。
 - ・ 行政改革は市職員の責務であり、職員の意識改革が重要である。
- ・ 令和2年10月15日 長浜市議会 総務教育常任委員会
 - ・ 前例にこだわることなく、既成の枠を越え、速やかに着手されたい

2. 行政デジタル化対策について

- ・ 令和2年 9月24日 政策推進会議
 - ・ 「長浜市 ICT 利活用利活用プラン」等を基調として行政デジタル化への転換を早急かつ強力で進める
 - ・ 今後の目指す姿、段階的な取組内容を示す「工程表」を作成(年内目途)
- ・ 令和2年10月1日 組織改編「くらし・経済再生支援・行政デジタル化推進室」
- ・ DX 推進ワーキンググループ編成(12人 各部局から係長・主幹・主査級職員)
- ・ 令和2年10月27日 第1回ワーキンググループ会議
- ・ " 11月10日 第2回ワーキンググループ会議

3. 今後の本市行政改革の進め方と体制について

- ・ 令和2年11月 4日 長浜市行政改革推進本部会議(令和2年度第4回)
- ・ " 11日 長浜市行政改革推進本部幹事会(令和2年度第4回)
- ・ " 19日 長浜市議会 総務教育常任委員会

今後の本市行政改革の進め方と体制について

本市行政の仕組みを、「デジタル化」と「民間活力の導入」により、社会制度（書面・押印・対面）の変化やリスクに適応したものへと変革（トランスフォーメーション）させるべく、職員一人ひとりが覚悟を持って取り組むための枠組みを整備します。

※リスクとは：人口減少、災害、感染症、財政悪化、事故（建物やインフラ管理不備、サービス提供時等）、労災、データ流出や紛失、訴訟、市のイメージ低下等

1 進め方

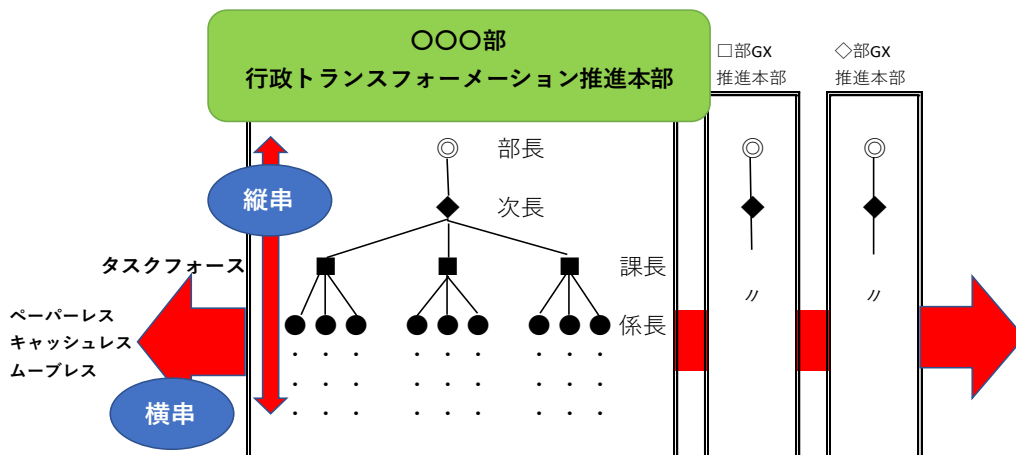
・「工程表」(イメージ図)により管理・推進

「いつまでに」「何を」「どのように」

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度
行政 デ ジ タ ル 化	市民公開GIS拡充等(都市計画課)	予算化・システム構築	運用	
	園業務支援システム(幼児課)	予算化・システム構築	試行	運用
	・・・ DXワーキンググループが作成する (仮)DX推進工程表に掲げる取組を順次追加			
民間 活 力 導 入	証明書発行窓口民間業者委託(市民課・税務課)	予算化・移行準備	引継ぎ	委託
	窓口業務民間業者委託(しょうがい福祉課)	予算化・移行準備	引継ぎ	委託
	・・・ 業務改善の予算化により順次追加			

2 体制の強化

(1)各部署局に行政トランスフォーメーション推進本部(GX 推進本部)の設置



- ・ 各部局で検討し、決定、実行する体制（縦串）
- ・ 部局共通の課題解決にはタスクフォースを編成（横串）
- ・ 行政改革推進本部には各 GX 推進本部の連絡調整機能を追加

(2)長浜市地域経営改革会議の所掌事務等の変更

- ・ 所掌事務：工程表の策定及び見直し並びに進捗管理
- ・ 委員の任期：2年間（令和3年度及び令和4年度）
- ・ 出席者：現行の規則に位置付けはないが、新たに人事課長、公共施設マネジメント課長及び財政課長を位置付ける。なお、事務局は行政経営改革課

3 現行の行政改革大綱アクションプランの今後の取扱い

現行のアクションプランは令和2年度末をもって終了するので、それぞれの項目については、引き続き各所管において施策、計画、方針等に基づき適切に管理していくものとする。

4 今年度のスケジュール

- ・ 令和2年12月～令和3年2月（行革本部会議、地域経営改革会議の開催）
 - ・ キーワード整理、まとめ
 - ・ 目標(レベル感)の設定
 - ・ 令和3年3月（総務教育常任委員会）
 - ・ 工程表の完成
- ※工程表の各項目については予算審議事項であるので、パブリックコメントは実施しない。

長浜市行政改革推進本部推進体制の機能強化について

1 趣旨

ポストコロナ時代に向けた『新たな日常』の視点を踏まえて、行政デジタル化及び民間活力の導入推進により、新たな行政経営体制への変革(行政トランスフォーメーション(GX))を進めるため、現本市行政改革推進本部の機能を強化するものです。

2 内容

これまでの本市行政改革の推進本部体制

●市行政改革推進本部

- ・本部長(市長) 副本部長(副市長・教育長)
- ・本部員(各部局長・会計管理者)
- ・会議は、本部長が招集し、主宰する。
- ・進行は、総合政策部長

●市行政改革推進本部幹事会(市行政改革推進本部に置く。)

- ・幹事長(総合政策部長) 副幹事長(総合政策部次長)
- ・次長会議の構成メンバー、人事課長、財政課長、公共施設マネジメント課長
- ・幹事長は、会務を総括し、必要に応じて会議を招集し、会議の進行を行う。

今後、行政デジタル化と民間活力の導入の推進を手段とし、新たな行政経営体制への変革(行政トランスフォーメーション(GX))を進めるため、以下を加える。

●市行政改革推進本部

- ・本部の所掌事務に、次の事項を加える。
各部局行政トランスフォーメーション(GX)推進本部の連絡調整に関すること。

●各部局に行政トランスフォーメーション推進本部を置く(新設)。

- ・〇〇行政トランスフォーメーション(GX)推進本部 本部長(各部局長:本部員)
- ・同本部の役割
部内の行政デジタル化及び民間活力の導入推進に関する検討(令和4年度までに
変革の道筋がつけられるもの)
事務事業見直しに関すること
業務改善に関すること

(各部局GX推進本部体制)

■総務部、総合政策部、防災危機管理局及び会計課

総務政策防災会計GX推進本部

本部長：総務部長 副本部長：総務部次長

■市民協働部

市民協働GX推進本部

本部長：市民協働部長 副本部長：市民協働部次長

■市民生活部

市民生活GX推進本部

本部長：市民生活部長 副本部長：市民生活部次長

■健康福祉部

健康福祉GX推進本部

本部長：健康福祉部長 副本部長：健康福祉部次長

■産業観光部

産業観光GX推進本部

本部長：産業観光部長 副本部長：産業観光部次長

■都市建設部及び下水道事業部

都市建設下水道事業GX推進本部

本部長：都市建設部長 副本部長：都市建設部次長、下水道事業部次長

■北部振興局

北部振興GX推進本部

本部長：北部振興局長 副本部長：北部振興局次長

■教育委員会事務局

教育委員会GX推進本部

本部長：教育部長 副本部長：教育委員会事務局次長

・会議は、本部長が招集し主宰する。案件により本部の本部長（市長）又は副本部長（副市長又は教育長）の出席を求めることができる。

・会議の進行は、副本部長が行う。

・同本部の本部員は、同本部を置く部局内の課（室）長とする。

・同本部の庶務は、各部局庶務担当課が行う。

3 施行期日

令和2年11月5日

長浜市地域経営改革会議の所掌事務等の改正について

1 今回の趣旨

ポストコロナ時代に向けた『新たな日常』の視点を踏まえて、行政デジタル化及び民間活力の導入推進により、新たな行政経営体制への変革(行政トランスフォーメーション(GX))を進めることに伴い、本市行政改革の基本方針や計画の策定等について審議いただく長浜市地域経営改革会議の所掌事務、任期等について改正を行うものです。

併せて、事務局以外の会議への出席者についても、今後の行政トランスフォーメーションの推進に鑑み、現行の規定に加え、新たに人事課長、財政課長、公共施設マネジメント課長を会議への出席者と位置づけ、推進並びに連携の強化を図るものです。

2 改正内容

現行規定

(所掌事務)

- 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること。
- 行政改革大綱に基づく実施計画の策定及び見直し並びに進行管理に関すること。
- その他地域経営の改革に関し市長が必要と認めること。

(1) 所掌事務(第2条の改正)

・次の項目を加える。

(追加案) 行政改革大綱に基づく行政のデジタル化及び民間活力の導入推進に係る工程表の策定及び見直し並びに進行管理に関すること。

(2) 委員の任期(第3条の改正)

(現行) 4年(令和2年度まで)

(改正案) 2年(令和3年度及び令和4年度)

※行政トランスフォーメーション(GX)に係る工程表(令和2年度～令和4年度の3か年)の期間に合わせる。

(3) 会議への出席者(第6条の改正)

(現行) 出席者について、規則に位置づけはなし。事務局は、行政経営改革課地域経営改革会議が必要に応じ意見聴取のため出席を求める。

(改正案) 地域経営改革会議が必要に応じ意見聴取のため出席を求めることに加えて、以下の者を会議開催時の出席者とする。

- ・人事課長 人(定員適正化計画所管)
- ・公共施設マネジメント課長 物(公共施設等総合管理計画)
- ・財政課長 金(財政計画)

3 施行期日

(1) 事務分掌及び会議への出席者の改正 令和2年11月5日

(2) 委員の任期の改正 令和3年4月1日